

坂戸都市計画生産緑地地区の変更について

1 生産緑地地区の概要

地 区	所 在	面 積	告示日
第 2 号	脚折町四丁目	約0. 2 6 h a (2, 6 1 5 m ²)	平成 4 年 1 2 月 9 日

※特定生産緑地指定

2 変更内容

(1) 生産緑地地区の変更内容と変更理由

地 区	変更内容	変更理由
第 2 号	面積及び 区域変更	生産緑地法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、主たる従事者の死亡により、所有者から市に対して生産緑地の買取りの申出があった。同法第 1 4 条の規定に基づき、地区の一部について、行為制限が解除されたため。

(2) 変更の経緯

年 月 日	内 容
令和 6 年 3 月 4 日	所有者から生産緑地の買取りの申出
令和 6 年 3 月 1 4 日	所有者に対して買取らない旨を通知
	農業委員会に対して斡旋の依頼
令和 6 年 6 月 4 日 (買取申出書の提出から 3 月)	生産緑地法に基づく行為制限の解除

3 都市計画変更の手続き

行為制限の解除に伴う生産緑地地区の変更の手続きについては、令和 6 年中に行う予定である。

変更後の生産緑地地区の概要

地 区	所 在	面 積
第 2 号	脚折町四丁目	約0. 1 4 h a (1, 3 9 9 m ²)

【位置図】



第 2 号生産緑地地区
赤：行為制限が解除された生産緑地